

平成28年度 臨時福祉給付金のお知らせ

問い合わせ 社会健康課 ☎2152

平成26年4月の消費税率引上げによる負担を軽減するため、臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者

次の要件の全てに該当する方
○平成28年1月1日に大竹市に住
民票がある方

○平成28年度の市民税が非課税で、
課税者に扶養されていない方
○生活保護を受給していない方
※ 支給決定日より前に亡くなっ
た場合は対象外です。

支給額

支給対象者1人につき3千円

申請手続

平成28年度臨時福祉給付金を受
け取るためには、申請が必要です。
支給対象者と思われる方がいる
世帯には、申請書を送付します。
内容を確認の上、氏名の後ろに押
印し、必要事項を記入して、返信
用封筒で郵送してください。(切
手は不要)

※ 添付書類が必要な場合があります

ます。詳しくは申請書を確認し
てください。
税の修正申告などにより平成28
年度の市民税が課税から非課税に
なった場合は、社会健康課へ問
合わせてください。

支給（不支給）決定

記載事項・添付書類の整った申
請書を受理して2か月後に、支給
(または不支給) 決定通知書を送
付します。支給決定の場合は支給
日などを、不支給決定の場合は支
給できない理由を記載しています。

振り込め詐欺にご注意ください

市や厚生労働省などがメールで
手続きをお願いすることや、AT
M(銀行・コンビニエンスストア
などの現金自動預払機)の操作や
手数料の振り込みを求めることは
絶対にありません。

不審な電話や郵便などがあつた
ときは、社会健康課までご連絡く
ださい。

参加者募集

人権問題啓発活動推進者 育成研修会

問い合わせ 自治振興課 ☎2145

市民の立場で人権問題の啓発活動を推進するため、
人権問題に関する基礎的な知識を修得する機会をつく
り、その体験をもとに広く市民に対して啓発を行う活
動者を育成します。

と き 9月24日(土)

10時～15時10分(9時40分受付開始)

ところ

午前 はつかいち文化ホール さくらびあ

午後 廿日市市役所7階会議室

対 象 次の①～③のいずれかに該当する方

- ①地域における人権問題の啓発活動推進者として活
動する意欲がある方
- ②これまでに人権問題啓発活動推進者育成研修を受
講したことがある方
- ③日頃から地域活動に熱心な方や、公民館などの学
習講座、PTA活動、また、民生委員・児童委員
などとして地域活動の経験がある方

申し込み 9月9日(金)までに電話で自治振興課へ。

人権擁護委員に 坂本スミエさんが再任されました

問い合わせ 自治振興課 ☎2145

7月1日から、坂本スミエさんが人権擁護委員に再
任されました。



人権擁護委員とは

地域の住民に人権について関心を持ってもらえる
ような啓発活動や、法務局や公共施設などで皆さん
から人権相談を受けるなど、国民一人ひとりの人権
を守るために活動をしています。

現在、大竹市では坂本さんの他に、古原陽子さん、
弘兼秀子さん、正木静夫さん、前安井美千子さんの
5人が人権擁護委員として活動されています。